

### ◆◆◆ 気象測器検定施設の更新について

気象観測は、さまざまな目的をもって行われておりますが、気象観測データの有効利用を図るうえで個々の観測所のデータのみならずネットワークとして一定の精度で実施される必要があります。このため、気象庁以外の者が、観測の成果を発表するための観測、災害の防止に利用するために行う観測、気象庁長官から予報業務の許可を受けた事業者がその予報のために行う気象観測に使用する気象測器については、気象業務法第9条において、一定の構造及び性能を備え、精度が確保されていることの検査（＝気象測器検定）に合格したものを使用することが定められています。

（財）気象業務支援センターは、登録検定機関として、気象業務法で定められた7種類の気象測器（温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計及び雪量計）すべての検定実務を行っています。

気象測器の検定には、検定対象の基準となる基準器、検定対象に応じ精密に環境をコントロールできる恒温検査槽、恒温検査槽、圧力検査装置などの施設、加えて測定結果を表示・記録できるデータ処理装置が必要です。

当センターでは、これらの装置を気象庁から借用しております。この度、気象庁では風速計の検定に使用する風洞関連施設を除くほぼすべての検定施設の更新整備を計画し、平成22年2月末から3月下旬にかけ、新たな施設を設置する予定です。このため、一定期間、施設が使用できず、次の気象測器について一時検定を休止することとなります。

- ① 金属製温度計
- ② 露点式湿度計
- ③ 毛髪製湿度計
- ④ 電気式湿度計
- ⑤ アネロイド型気圧計
- ⑥ 電気式気圧計

利用者の皆さまへは、個々にメール等によりお知らせするとともに、当センターのホームページ内の下記のページに掲載し、適時に情報を提供させていただきます。

<http://www.jmbasc.or.jp/hp/other/sokkil.html>

（（財）気象業務支援センター測器検定室 調査役 松原廣司）